

20 建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保並びに育成及び技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を目的としています。

本助成金は次の12種類の助成コースに分けられます。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| I 認定訓練コース（経費助成） | II 認定訓練コース（賃金助成） |
| III 技能実習コース（経費助成） | IV 技能実習コース（賃金助成） |
| V 雇用管理制度コース（整備助成） | |
| VI 若年者に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成） | |
| VII 若年者に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成） | |
| VIII 建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成） | |
| IX 建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成） | |
| X 新分野教育訓練コース（経費助成） | XI 新分野教育訓練コース（賃金助成） |
| XII 作業員宿舍等設置コース（経費助成） | |

対象となる措置

本助成金は以下のI～XIIの助成コースから構成されており、それぞれ、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主等が、助成コースごとに定められた措置を実施した場合に受給することができます。

(I 認定訓練コース（経費助成）)

職業能力開発促進法による認定職業訓練（※1）を行うこと

※1 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けている認定職業訓練であることが必要です。

(II 認定訓練コース（賃金助成）)

雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練（※2）を受講させること

※2 キャリア形成促進助成金又はキャリアアップ助成金の支給を受けていることが必要です。

(III 技能実習コース（経費助成）)

雇用する建設労働者に対して、建設労働者の技能向上のために技能実習を実施すること

(IV 技能実習コース（賃金助成）)

雇用する建設労働者に対して、有給で技能実習を受けさせること

(V 雇用管理制度コース（整備助成）)

雇用管理改善に資する次の1～3のいずれかの制度を導入・適用すること

- 1 評価・処遇制度
- 2 研修体系制度
- 3 健康づくり制度

(VI 若年者に魅力ある職場づくり事業コース (事業主経費助成))

若年労働者の入職や定着を図ることを目的として年間を通じた計画を策定し、当該計画に従って次の1～4のいずれかの取り組みを実施すること

1 建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業

- (例：○現場見学会
○体験実習
○インターンシップ 等)

2 労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業

- (例：○安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、災害調査の記録、労災付加給付施策の導入に関する講習会等の実施
○安全衛生大会の実施
○期間雇用労働者の健康診断 等)

3 技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業

- (例：○優良な技術者・技能者に対する表彰制度や雇用改善について優良な取組を実施する者に対する表彰制度 等)

4 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業

- (例：○雇用管理研修の実施・参加
○職長研修の実施 等)

(VII 若年者に魅力ある職場づくり事業コース (事業主団体経費助成))

次の1および2に該当する、若年者に魅力ある職場づくり事業（以下「事業」という）を実施すること。ただし、1（1）の事業については必ず実施し、さらに2（1）～（6）のうちのいずれか1つ以上の事業を実施する必要があります。

1 年次計画策定・調査事業

若年者の入職・定着を図る上での雇用管理の改善に係る課題の把握に必要な調査研究を行い、下記2の事業の各年度の実施計画を策定するものであって、次の（1）～（3）のいずれかに該当する事業。

- (1) 事業の実施に係る具体的な計画を策定し、効果的な事業実施のために必要な事項を検討する事業
- (2) 事業を行うために、雇用管理の改善に係る課題を把握するための調査事業
- (3) 事業の効果を検証するための調査事業

2 入職・職場定着事業

若年者の入職・定着に係る諸問題の改善を図るものであって、次の（1）～（7）のいずれかに該当する事業。

- (1) 建設業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業
(例：講演会、現場見学会、インターンシップ等)
- (2) 技能の向上を図るための活動等に関する事業
(例：入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会等)
- (3) 評価・処遇制度等の普及等に関する事業
(例：評価・処遇制度等の導入、キャリアパスのモデル作成等)

- (4) 労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業
(例：安全衛生管理計画の作成、安全衛生大会等)
- (5) 労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業
(例：人間ドック受診制度、メンタルヘルス対策の導入に関する講習会、建設業務由来の疾病の予防に関する啓発活動等)
- (6) 技能向上や雇用改善の奨励に関する事業
(例：表彰制度等)
- (7) 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業
(例：雇用管理研修の実施、職長研修の実施)

(Ⅷ 建設広域教育訓練コース (推進活動経費助成))

建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための、次の(1)～(6)のいずれかの活動(以下「職業訓練推進活動」という)を行うこと

- (1) 職業訓練の広報、啓発及び情報の提供
- (2) 職業訓練に関する調査及び研究
- (3) 能開法第21条第1項に規定する技能照査
- (4) 建設事業主等に対する職業訓練に関する指導及び援助
- (5) 職業訓練施設の利用促進
- (6) その他職業訓練の推進に関する必要な活動

(Ⅸ 建設広域教育訓練コース (施設設置等経費助成))

認定訓練の実施に必要な施設または設備の設置または整備を行うこと

(Ⅹ 新分野教育訓練コース (経費助成))

建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行うこと

(ⅩⅠ 新分野教育訓練コース (賃金助成))

雇用する建設労働者に対して、有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させること

(ⅩⅡ 作業員宿舎等設置コース (経費助成))

被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する建設工事現場での作業員宿舎、作業員施設(以下「作業員宿舎等」という)の賃借により、作業員宿舎等の整備を行うこと

対象となる事業主等

本助成金を受給する事業主等は、次の要件を満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～8ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。
そのうち特に次の点に留意してください。
 - (1) 上記「対象となる措置」の実施状況及び支払い状況等を明らかにする書類を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。
- 2 以下の助成コースごとにそれぞれ定められた要件を満たすこと
 - (I 認定訓練コース(経費助成))
中小建設事業主または中小建設事業主団体であること
 - (II 認定訓練コース(貸金助成))
中小建設事業主であること
 - (III 技能実習コース(経費助成))
中小建設事業主または中小建設事業主団体であること
 - (IV 技能実習コース(貸金助成))
中小建設事業主であること
 - (V 雇用管理制度コース(整備助成))
中小建設事業主であること
 - (VI 若年者に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成))
中小建設事業主であること
 - (VII 若年者に魅力ある職場づくり事業コース(事業主団体経費助成))
次の1と2を満たすこと。
 - 1 中小建設事業主団体であること
 - 2 事業の円滑な推進を図るため、事業推進委員会を設置するとともに事業推進員を置くこと
 - (VIII 建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成))
広域的職業訓練を実施する職業訓練法人であること
 - (IX 建設広域教育訓練コース(施設設置等経費助成))
広域的職業訓練を実施する職業訓練法人であること
 - (X 新分野教育訓練コース(経費助成))
中小建設事業主であって、新分野教育訓練終了後1年以内に新分野事業に確実に進出すると認められる事業主であること
 - (X I 新分野教育訓練コース(貸金助成))
中小建設事業主であって、新分野教育訓練終了後1年以内に新分野事業に確実に進出すると認められる事業主であること
 - (X II 作業員宿舎等設置コース(経費助成))
中小建設事業主であること

支給額

本助成金は、助成コースごとに定められた支給額が支給されます。

(I 認定訓練コース（経費助成））

認定訓練を受講した建設労働者1人につき、訓練の種類に応じて定められた下表に示す助成金の単価に、訓練を受講した月数、コース数または単位数を乗じて得た額が支給されます。

訓練の種類 (建設関連の訓練に限る)	訓練課程及びコース	月、コース または単位	助成金の単価		
			認定訓練	広域認定訓練	
普通職業訓練	普通課程	1月	4,400円	6,600円	
	専修訓練課程	1月	4,400円	—	
	短期課程	一級技能士コース	1コース	9,700円	14,600円
		二級技能士コース	1コース	9,700円	14,600円
		単一等級技能士コース	1コース	9,700円	14,600円
		管理監督者コース	1単位	1,800円	2,700円
		能開法施行規則別表第4による訓練	1コース	16,000円	25,000円
	上記以外の短期課程	1単位	1,800円	2,700円	
高度職業訓練	専門課程	1月	19,500円	—	
指導員訓練	研修課程	1単位	1,800円	2,700円	

(II 認定訓練コース（貸金助成））

認定訓練を受講した建設労働者1人1日当たり5,000円が支給されます。

(III 技能実習コース（経費助成））

技能実習の実施に要した経費の9割（登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、中小建設事業主団体（本コースの助成を受けて実施される技能実習に参加する場合に限る。）または指定教育訓練実施者（技術検定に関する訓練に限る。）に委託して行う場合は8割）が支給されます。

ただし、1つの技能実習について1人当たり20万円を上限とします。

なお、被災三県（岩手県、宮城県、福島県）の中小建設事業主または中小建設事業主団体については、経費の10割（委託して行う場合も含む）が支給されます。

(IV 技能実習コース（貸金助成））

技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり8,000円が支給されます。

ただし、1つの技能実習につき20日分を上限とします。

(V 雇用管理制度コース（整備助成））

導入・適用する制度によって変わります。評価・処遇制度については40万円、研修体系制度については30万円、健康づくり制度については30万円が支給されます。

ただし、各制度内で複数の制度を導入した場合であっても支給額は変わりません。

(VI 若年者に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成））

事業の実施に要した経費の2/3相当額が支給されます。

ただし、雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業に関しては、当該研修を受講させた建設労働者1人につき1日8,000円、6日を上限とします。また事業全

体として、一事業年度について200万円を上限とします。

(VII 若年者に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成））

事業の実施に要した経費の2/3相当額が支給されます。

ただし、一事業年度につき中小建設事業主団体の規模に応じて1,000万円または2,000万円の上限額があります。

(VIII 建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成））

職業訓練推進活動に要した経費の2/3相当額が支給されます。

ただし、訓練人日2万人日未満の場合は上限額4,500万円、訓練人日2万人日以上3万人日未満の場合は上限額6,000万円、訓練人日3万人日以上4万人日未満の場合は上限額7,500万円、訓練人日4万人日以上の場合は上限額9,000万円とします。

(IX 建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成））

職員及び訓練生のための福利厚生用施設及び設備以外のものの設置または整備に要した経費の1/2相当額が支給されます。

ただし、3億円を上限とします。

(X 新分野教育訓練コース（経費助成））

新分野教育訓練終了後（新分野事業進出への進捗が確実に認められる場合に限る）および新分野事業進出後それぞれにおいて、教育訓練に要した費用の1/3相当額が支給されます。

ただし、新分野教育訓練終了後および新分野事業進出後それぞれにおいて、訓練を受けた建設労働者1人当たり20万円かつ1対象訓練当たり200万円を上限とします。また、新分野進出後の助成金支給を受けるためには、教育訓練終了後に助成金支給を受けていることが必要となります。

(X I 新分野教育訓練コース（貸金助成））

新分野教育訓練終了後（新分野事業進出への進捗が確実に認められる場合に限る）および新分野事業進出後それぞれにおいて、教育訓練を受けさせた建設労働者1人1日当たり3,500円が支給されます。

ただし、1つの教育訓練について40日を上限とします。

(X II 作業員宿舎等設置コース（経費助成））

作業員宿舎等の賃借に要した経費の2/3相当額が支給されます。

ただし、一事業年度当たり200万円を上限とします。

受給手続

1 計画届の提出（一部の助成コースのみ）

本助成金を受給しようとする事業主は、下表において助成コースごとに示す提出期限までに、計画届に必要な書類を添えて（※2）、管轄の労働局（※3）へ提出してください。なお、下表のとおり助成コースによっては、計画届の提出が不要なコースもあります。

2 支給申請

その後、各助成コースの措置を実施した後に、下表において助成コースごとに示す提出期限までに、支給申請書に必要な書類を添えて、（※2）管轄の労働局（※3）へ支給申請してください。

※2 計画届、支給申請書の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※3 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

助成コース	計画届の提出期限	支給申請の時期
I 認定訓練コース(経費助成)	事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日	訓練の終了月に応じて、年4回設定(例:1~3月の訓練は5月末日まで)
VI 若年者に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成)	事業を実施しようとする日の2か月前の日	
VII 若年者に魅力ある職場づくり事業コース(事業主団体経費助成) VIII 建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)	(ただし、4月1日から7月末日までに事業を実施する場合は5月末日まで)	
II 認定訓練コース(賃金助成) III 技能実習コース(経費助成) IV 技能実習コース(賃金助成)	無し	訓練が終了した日の翌日から2か月以内
V 雇用管理制度コース(整備助成)	制度を導入しようとする月の初日の1か月前の日	雇用管理制度整備等計画期間の末日の翌日から2か月以内
IX 建設広域教育訓練コース(施設設置等経費助成)	事業を実施しようとする日の1か月前の日	職業訓練施設等設置整備事業が終了した日の翌日から2か月以内
X 新分野教育訓練コース(経費助成) X I 新分野教育訓練コース(賃金助成)	事業を実施しようとする日の1か月前の日	訓練が終了した日の翌日から2か月以内、および新分野に進出した日の翌日から2か月以内
X II 作業員宿舎等設置コース(経費助成)	事業を実施しようとする日の2週間前の日	事業の終了月に応じて、年4回設定(例:1~3月の事業は5月末日まで)

利用にあたっての注意点

- 1 本助成金の利用にあたっては、あらかじめ、事業計画の届出等が必要となる場合があります。
- 2 事業所が複数に分かれており、それぞれの事業所において雇用保険に加入している場合、各事業所の代表者が事業所を管轄する労働局またはハローワークに申請する必要があります。
- 3 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD~Fにご留意ください。

本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。